報　告Ⅲ

令和２年度 税制改正に関する提言

令和２年度

税制改正提言書

一般社団法人 栃木県法人会連合会

公益社団法人 佐野法人会

目　　　次

令和２年度税制改正について

１　地方経済と中小企業の活性化・・・・・・・11

２　財政健全化と行政改革・・・・・・・・・・12

３　社会保障制度の改革・・・・・・・・・・・13

４　税のあり方と租税教育の役割・・・・・・・13

５　当面の税制改正要望について・・・・・・・14

６　終わりに・・・・・・・・・・・・・・・・15

令和２年度税制改正提言にかかる

アンケート調査結果・・・・16

意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

令和２年度 税制改正について

景気総括判断が 3 年ぶりに下方修正され、実質賃金も実質消費も下がり続けています。どう見てもデフレーションですが、それでも増税すれば景気に甚大な影響を及ぼします。バブル期以降の日本の GDP は５兆米ドルを境に成長が止まっており、こんな先進国はありません。『失われた 10 年』を『30 年』に拡大させています。消費税増税のたびに経済成長を止めて来ました。そして、金融緩和と財政赤字を続け、賃金も上がらず格差社会の拡大で、産業を衰退させてきました。国内だけに目をやるのではなく、国際的な視点での抜本的な税制の見直しはもとより、中小企業や事業承継等の早急な対策が必要です。令和の新時代に相応しい税制が求められます。

栃木県内の法人会は、税制改正を提言するに当たっては、毎年会員に対してアンケートを実施しており、今回もその結果を踏まえて、令和２年度の税制改正について、次のとおり提言いたします。

１．地方経済と中小企業の活性化

地方経済を支えているのは中小企業であります。大企業の内部留保だけが過去最高に積み上がり、中小企業や一般国民には景気拡大の実感は全くないと言われています。会員アンケートでは、景気が「よくなった」が 11.7％で、「悪くなった」は 26.9％と 2 倍以上の開きがあり、今後の景気も「よくなると思う」が 7.6％で、「悪くなると思う」が 37.6％と極めて悲観的であります。

「地方経済と中小企業の活性化」なくしては、日本経済の発展もありません。

⑴　東京一極集中の是正

企業や商業・サービス施設、教育機関等が東京に集中しているため、東京への人口移動が増加し、東京と地方との人口の格差が益々拡大しており、今後、東京の高齢者数は大幅に増加することが予想されます。一方で、地方の出生率は東京に比べ高い傾向にあります。

首都機能の移転のみならず、東京に集中している企業の地方への移転と教育機関等の地方立地促進を図る必要があります。首都圏への人口移動を抑制し、地方の中小企業の人材確保に繋がり、地域の活性化、地方経済の発展が期待できます。

(提言)

イ　企業支援金、移住支援金の更なる拡充。

ロ　地方拠点強化税制の更なる拡充、企業の地方移転の流れを一層促進するための税財政制度の構築。

ハ　地方大学の振興。

⑵　法人実効税率の引下げ等

法人実効税率は、平成 30 年度 29.74％まで引き下げられましたが、企業の内部留保は増加し、設備投資や賃金引上げに対する効果は十分ではありません。法人実効税率は、アジア平均 21.4％と比較しますと依然として高水準であることから、一層の法人実効税率の引き下げにより、積極的な設備投資や賃金引上げ等の企業活動を促し、経済活動の活性化を図る必要があります。

(提言)

イ　中小企業の法人実効税率の 20％台半ばまでの引き下げ。

ロ　内部留保の設備投資等促進のため、法人税率に累進税率を導入。

ハ　留保金課税率の引上げ。

⑶　事業承継税制の拡充

後継者問題は、中小企業においては極めて切実な問題であり、地域経済や雇用に貢献している中小企業の存続は、地域活性化には不可欠であるともいえます。事業承継税制については、平成 30 年度税制改正で大幅な改正がなされました。事業承継税制は、使い勝手や適用条件等を更に改正することによっ

て中小企業の存続におおいに有効な制度となります。

（提言）

事業承継については、欧米並みの一般財産と事業用財産を切り離した独立した事業承継税制の創設。

⑷　中小企業の法人税軽減策の拡充

中小企業においては、所得金額のうち800万円以下の金額について、15％とする措置が講じられており、平成31年度税制改正において2021年3月まで適用期限が延長されました。中小企業は、大企業に比べ資金調達力や収益力が乏しく、経営環境の変化に対応出来得る内部留保を有している企業は少ないのが実態です。また、利益を計上できても税負担を重く感じる経営者も多く存在します。

積極的に利益を計上し、設備や人材に投資し、企業活動をより充実されるためにも法人税軽減税率の適用期限の撤廃（無期限化）や、所得金額の引上げ、更に軽減税率の引き下げは地域経済と中小企業の活性化に有効な施策となります。

（提言）

イ　軽減税率適用所得金額の引上げ（2,000万円まで）。

ロ　軽減税率の10％までの引下げ。

２．財政健全化と行政改革

我が国の財政は、毎年多額の国債発行が積み重なり、国際的にも最悪の水準にあります。現在、日本国債の93％は潤沢な個人金融資産に支えられ、国内投資家が保有していますが、債務残高の増大と貯蓄水準の停滞により、この環境が変化する可能性があります。

政府は、2019年10月に消費税率引き上げを見越し、総額２兆円を超す歳出と税制による対策が盛り込まれ、2019年度の一般会計総額は初めて１００兆円を突破しました。

政府の財政健全化計画は、2018年度の基礎的財政収支（ＰＢ）の赤字の目安を国内総生産（GDP）のマイナス１％程度としていたが試算では2.9%に悪化しました。消費増税もあって歳入は増えるものの消費増税対策以外の防衛費や公共事業費などの歳出も軒並拡大し、世界経済の先行きの不透明感が出るなか、2020年度に国と地方のＰＢを黒字にする目標を断念しました。

人口増から人口減少時代へと推移する中、消費増税はいたし方ないが、毎年繰り返される補正予算による歳出上積みも財政健全化を遅らせる要因になっています。甘すぎる成長予測を掲げるのは問題です。歳出面の見直しが必要です。財政健全化には経済成長が不可欠であり同時にGDPの上昇を促す政策も大切で並行して長期的な財政健全化計画を望みます。

国民に、増税等を求めるには、財政健全化・行政改革についての確固たる計画と実行が不可欠です。

一方、行政改革においては、行政組織の効率化と経費削減が急務です。依然として改まらない官僚意識、在任中の執行業務が離任後または退職後に責任を問われない公務員制度、官僚システムは抜本的な改革をすべきです。官から民への更なる業務移行など行政のスリム化を図ることも必要ではないでしょうか。

（提言）

イ　行政機構の改革（業務内容ごとに集約する。例えば、各省庁がそれぞれに行っている統計業務を一本化するなど。）

ロ　国、地方公務員の人員削減及び議員定数の削減。

ハ　地方公務員の給与等を適正水準へ是正。

ニ　高額な議員報酬の削減と政務活動費の適正化。

ホ　基礎自治体を30万人と考え、更なる市町村合併の促進。

ヘ　広域行政による効率化を目指し、道州制を導入すべき。

3．社会保障制度の改革

2013年の社会保障と税の一体改革は、介護保険料の低所得者への軽減強化や年金生活者支援給付金が実施されることになり、消費税が10%になることで三党合意から始まったこの改革は終わる事となります。

しかしながら、少子高齢化に歯止めはかからず、社会保障制度は引き続き不断の見直しが必要となります。すなわち、第二次「社会保障と税の一体改革」を議論する必要があると思います。そして、非正規労働者が2000万人を超え、働き方は多様化する中で終身雇用形態は転機を迎えています。

年金制度、医療保険制度の持続的な安定は常に求められるものです。国民健康保険・協会けんぽ・組合健保は、制度間に負担と給付において大きな差があります。それらを一元化することにより、誰もが必要に応じて適切な医療を受けられるようになります。

その財源は負担能力のある者が拠出し、負担能力の低い者が給付される「所得の再分配」が基本となります。こうした応能負担の原則を徹底することで、貧富の差に関係なく、より多くの人が適切な医療･社会保障を享受することが可能になります。

なお、社会保障の高額所得者への給付額には制限を設けるべきです。

また、介護保険については、要介護認定を抜本的に改革し、認定区分と給付限度額を切り離す必要があります。そして、質の高い人材確保及び維持のため、ケアマネージャーを国家資格とし、これが設定した給付額を保証することが必要ではないかと思います。更に、1割の利用者負担がとても重いことや、交通事故での介護状態にも適用すべきであると思います。

わが国の社会保障制度は先進国のなかでは「中福祉・低負担」となっております。バランスよく維持させるためには既存の給付のあり方を見直すとともに、負担についても「中負担」にする必要があり、またその財源は安定的である必要があります。

一方で財政赤字を加えた滞在的国民負担率は、将来にわたり50%程度にとどめるべきと思われます。そのためには「自助」と「公助」の役割分担や、給付の効率化も極めて重要となります。

社会保障の安定財源としては、消費一般に広く公平に負担を求め、かつ税収が景気に左右されにくい消費税が適しています。しかしながら、過去において増税後の景気悪化は避けられず、更に増税収入以上のばらまき予算を組む等、消費増税を納得する材料が我々にはありません。

また、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められます。

最後に、社会保障改革と財源の関係については、目指すべき社会保障の方向性が財源のあり方を主導するものであって、その逆があってはならないと思います。

4．税のあり方と租税教育の役割

税制は、社会情勢や経済情況に対応することが求められます。この場合、「公平・中立・簡素」の租税原則が基本とならなければならないと考えます。

少子高齢化が進行し、人口減少社会が到来するなかで、消費税が注目されています。消費税は、安定した税収を確保する半面、低所得者の所得に対する負担割合が高くなる逆進性が問題になります。

本年 10 月の 10%への増税に際し、食料品等への軽減税率が導入されるほか、景気対策としてプレミアム付商品券やキャッシュレス決済によるポイント還元など、増税による歳入見込み額を上回る予算措置が講じられ、「社会保障と税の一体改革」の本旨にそぐわない措置と言わざるを得ません。消費税について法人会は、簡素化と事務負担の面から単一税率を維持すること、逆進性についてはマイナンバーを活用して、給付付き税額控除を採用するよう主張してきました。軽減税率は、早晩廃止すべきと考えます。

ところで、非正規労働者の増加などにより、所得格差が拡大しています。特に、日本のひとり親世帯の貧困率の高さは、経済協力開発機構（OECD）加盟国の中で他国の追随を許さないほど突出しています。税財

政の役割の一つとしての、所得再分配機能に留意することの必要性が高まっています。

租税原則のなかでは、「公平」が最も重視されるべきと考えます。近時の税制改正のなかには、公平の見地から疑問を持たざるを得ないものがあります。教育資金や結婚・子育て資金につき高額な無税贈与の仕組みや、寄附税制にそぐわない「ふるさと納税」などは、高所得者が恩恵を受けることの多いものであり、廃止の方向で検討するよう求めておきます。

われわれは所得税の課税単位について、現行の個人単位を世帯単位にする、いわゆるＮ分Ｎ乗方式の採用を主張しています。

法人税については、中小企業の６割余りが赤字法人であること、大企業では多額の内部留保がある現状に鑑みて、利益に応じた累進課税を導入することも一計ではないでしょうか。

「簡素」の観点から、租税特別措置法の役割が終わったものの廃止は言うまでもなく、常に見直すことが必要です。所得課税では、所得の種類の見直しと所得控除の仕組みの簡略化を図る必要があると思います。

次に、租税教育の在り方は、税の仕組みや役割は言うに及ばず、タックスペイヤーとしての意識を高めるとともに、納税者の権利意識を身につけるものでありたいと考えます。

税のオピニオンリーダーとしての法人会の役割が存する、所以の一つであると認識しております。

５．当面の税制改正要望について

個別の税目について、アンケートに寄せられた改正要望などは、次のとおりです。

⑴　法人課税

設備投資や賃上げの促進のため、税率の引き下げ軽減を求める意見が多いです。

イ　基本税率の更なる引き下げと中小企業への軽減税率適用所得金額の引き上げ(2,000 万円程度まで)と軽減税率の引き下げを引き続き求めます。

ロ　役員給与の原則損金算入を求めます。

ハ　過去最高に膨れ上がった大企業の内部留保金を設備投資に向けさせるため、所得金額（利益額）に応じた累進課税の導入の検討を求めます。

⑵　個人所得課税

アンケートでは、所得格差を是正するため高所得者に対する負担増や、累進税率の強化を求める意見が多くあります。

イ　富裕層は所得金額が１億円を超えると租税負担率が低減すると言われています。これらの要因である金融所得の分離課税の税率見直しや総合課税への一元化を求めます。

ロ　基幹税としての財源調達機能と再分配機能を強化するために、累進税率の抜本的な見直しを求めます。

ハ　各種控除の見直しも必要であるが、公平で簡素という観点から「個人単位課税」を改め、当法人会が従来から提言している「世帯単位課税」（N分のN乗方式）の導入が望ましい。

ニ　少子化対策のため、子供が多いほど有利になる税制の構築を急ぐべきである。

⑶　消費税

持続可能な社会保障制度の安定的財源として消費税は必要であるが、財源本年１０月の１０％への税率の引き上げについては、経済が成長していないところに増税すれば成長を取り戻せなくなるので、慎重な対応が必要です。

イ　軽減税率制度の導入は事業者の事務負担、簡素化、税収確保などの観点から税率10%までは単一税率が望ましい。

ロ　低所得者対策としては、マイナンバーを活用して給付付き税額控除を採り入れるのが望ましい。

ハ　また、税率引き上げによる景気緩和策については、ばらまき政策とならないよう必要最小限度の期

間・範囲等にとどめるべきであります。

⑷ **資産課税**

アンケートでは、事業承継の 10 年特例制度の活用実施、検討等が 80%となっており、中小企業の存続、事業活動の活性化の為には必要不可欠な制度であります。

中小企業にとっては円滑に事業承継が行われることが最も望ましいことであります。特例制度の本則化を求めるとともに、引き続き、事業用財産と一般財産とを切り離した事業承継税制の創設を求めます。

⑸ **地方税**

地方税についてアンケートでは、どの税目についても軽減、見直しを求める意見が圧倒的に多いです。特に、固定資産税、都市計画税、償却資産税、事業所税が顕著です。

イ　固定資産税については、景気の現状や実勢価格に照らして評価額が高いという意見が多く、一様に重税感を強く感じています。

ロ　土地評価額については、「一物四価」（時価、公示価格、基準地価格、相続税評価額）を早急に一元化すべきです。

ハ　固定資産税の課税に当っては、土地については収益還元価額を、建物については再建築価格でなく経年評価を実施するよう強調しておきます。

ニ　都市計画税、事業所税及び償却資産税については、重複課税や目的税としての意味が薄れて課税が惰性化していると思われますので、廃止すべきです。

６．終わりに

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、研修会や租税教室の開催を通じて、税に関する啓蒙活動を行っており、今後も引き続き注力してまいります。

また、タックスペイヤーとして、納税の義務と納税者の権利に思いを致し、研鑽を積み、会員をはじめとして納税者の声を、提言に反映できるよう努める所存です。

各位には、われわれの提言にご理解を賜り、その実現にお力添えくださいますよう、お願い申し上げます。

会員への「税制改正に関するアンケート調査」の結果を巻末に添付しましたので、ご参照ください。

令和２年度 税制改正提言にかかるアンケート調査結果

㈳栃木県法人会連合会

対象：単位会税制委員及び役員等　　　　回答者数：３９６社

問１　景気の現状、会社経営の実情についておたずねします。

イ　景気の現状について

⑴　よくなった　⑵　変わらない　⑶　悪くなった

	⑴	⑵	⑶	計
回答数	45	237	104	386
割合（%）	11.7	61.4	26.9	100.0

ロ　景気は良くなると思うか

⑴　よくなると思う　⑵　変わらないと思う　⑶　悪くなると思う

	⑴	⑵	⑶	計
回答数	30	216	148	394
割合（%）	7.6	54.8	37.6	100.0

ハ　企業収益の現状は前年と比べてどうですか。

⑴　増収増益である。　⑵　増収減益である。　⑶　減収増益である。

⑷　減収減益である。　⑸　前年並みである。

	⑴	⑵	⑶	⑷	⑸	計
回答数	60	36	20	128	142	386
割合（%）	15.5	9.3	5.2	33.2	36.8	100.0

問２　東京一極集中の是正（地方の活性化、都市と地方の税収の格差是正）のための税制措置としてどれが望ましいですか。

イ　税源の配分について

⑴　現在東京都に納められた法人２税（法人事業税、法人住民税）の４千億円を地方に配分しているが、この額を増額する。

注）企業が自治体に納める法人２税の人口一人当たりの税収額は、最も多い東京都と最小の奈良県では６倍程度に差があります。

⑵　地方分権一括法(三位一体改革)の趣旨に則り、国から地方への税源移譲を拡充する。

	⑴	⑵	計
回答数	131	256	387
割合（%）	33.9	66.1	100.0

ロ　補助金等について

⑴　地方創生関連予算（起業/終業支援、地方大学・地域産業の創生、地方創生に取り組む地方への情報・人材・財政面での支援等）を拡充する。

⑵　地方創生を推進し、企業から地方公共団体への寄附を安定的かつ継続的に確保するため、「企業版ふるさと納税」を拡充・延長する。

⑶　東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、オフィス減税、雇用促進税制を拡充する。

	⑴	⑵	⑶	計
回答数	206	39	135	380
割合（%）	54.2	10.3	35.5	100.0

問３　地方の中小企業を支援する方策としてどのようなことが考えられますか？
　自由にご意見をお書きください。（別掲）

問４　事業承継について、10 年の特例制度（条件を満たせば事業の継続期間中は納税が猶予される。）が設けられましたが、

イ　制度の活用を検討されていますか。

⑴　事業承継は終了した。　⑵　実施に向けて活用を検討中である。
⑶　活用を検討したいと思っている。　⑷　活用は全く考えていない。

	⑴	⑵	⑶	⑷	計
回答数	72	60	176	77	385
割合（%）	18.7	15.6	45.7	20.0	100.0

ロ　⑷と答えられた方、その理由は何ですか。

⑴　廃業する予定である。　⑵　会社を譲渡する。　⑶　その他。

	⑴	⑵	⑶	計
回答数	20	13	53	86
割合（%）	23.3	15.1	61.6	100.0

問５　現在の社会保障制度は、サラリーマンは会社との半分ずつ負担、個人事業主は全額本人負担となっており、年金については現役世代が支払う年金保険料と税金から賄っているが、人口減少により将来は２人で１人の年金受給者分を負担することになります。持続可能な社会保障制度であるためには、どうあるべきだと思いますか。

イ　保険料負担について

⑴　個人事業主と同様にサラリーマンも全額個人負担とし、従来の会社負担分は廃止して、その分は社会保障に使用限定した税金として納付する。ただし、個人負担額は所得に応じた額とする。併せて、受給者に所得制限を設ける。

⑵　現行の制度の中で会社負担分を軽減し、軽減分は税金を投入する。併せて、受給者に所得制限を設ける。

	⑴	⑵	計
回答数	145	224	369
割合（%）	39.3	60.7	100.0

ロ　財源について

⑴　保険料の引上げ　⑵　消費税率の引上げ　⑶　年金給付額の引下げ
⑷　保険給付額の見直し（高額療養費、薬価・診療報酬など）

	⑴	⑵	⑶	⑷	計
回答数	40	135	42	185	402
割合（%）	10.0	33.6	10.4	46.0	100.0

問６　消費税軽減税率制度についてお尋ねします。

イ　8%と10%の適用範囲について

⑴　理解できている。　⑵　おおむね理解できている。　⑶　理解できていない。

	⑴	⑵	⑶	計
回答数	76	237	74	387
割合（%）	19.6	61.3	19.1	100.0

ロ　レジの購入やシステムの改修に対する補助金について

⑴　利用した。　⑵　利用を考えている。　⑶　利用は考えていない。　⑷　制度を知らない。

	⑴	⑵	⑶	⑷	計
回答数	17	57	213	65	352
割合（%）	4.8	16.2	60.5	18.5	100.0

ハ　制度について、最も強く感じることはどれですか。

⑴　収入の多寡に関係なく適用されることから、低所得者対策にならない。

⑵　適用範囲等に違和感がある（清涼飲料8%、医薬飲料10%）。

⑶　テイクアウトの意思表示で軽減税率適用後、翻意して店内飲食してもそのままでは不公平感を生じさせる。

	⑴	⑵	⑶	計
回答数	109	144	140	393
割合（%）	27.7	36.7	35.6	100.0

問７　所得税の課税単位について、「個人単位課税」と「世帯単位課税」とどちらが良いと考えますか。

⑴　課税所得が同じであれば、世帯員の多い方が軽減されると考えられ公平であるから「世帯単位課税」が望ましい。

⑵　基礎控除を含めた所得控除を見直して対処すべきであり、収入は本来個人に帰属するものであるから「個人単位課税」が望ましい。

	⑴	⑵	計
回答数	110	273	383
割合（%）	28.7	71.3	100.0

問８　地方税の以下の税目について、ご意見を簡潔に記載してください。(別掲)

事業税、住民税（県･市･個人･法人）、固定資産税、都市計画税、償却資産税、事業所税。

問９　個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税について改正要望があれば、それぞれについて２項目以内でお書きください。(別掲)

記述回答

問3　地方の中小企業を支援する方策としてどのようなことが考えられますか？

・人材確保に関する支援や助成金の充実【13】
・制度融資申込際の信用保証協会利用の簡便化
・中小企業の交際費課税の特例の拡充
・企業の底力を作り出す施策の充実
・有効な投資に対し、補助金等の設定する
・地方マーケティングの充実化
・会社の規模により税率を見直す
・補助金の拡大、中小企業は社会保障費の減額
・設備等への助成金の拡大、納税の猶予
・地方活性化資金として補助金を出す
・補助金をふやす。【5】
・事業継承の緩和
・社員教育費用の助成
・高齢者雇用補助の拡充
・多様な雇用形態への支援
・補助金で設備投資の推進
・特許申請、維持費用に対する助成
・地方設立企業の法人減税の導入
・社会保険の見直し（会社負担が多すぎる）
・相続対策（株価評価の見直し）
・事業税の軽減
・公共工事の拡充
・税制の優遇措置
・補助事業活用の代行
・企業誘致の拡大
・地方の事業利益の課税額を下げて、地方の活性化を図る
・減税と補助金・助成金の増額拡大。対象の形態を増やす
・設備投資を促進するための、補助金・税制優遇制度の確立
・創業支援の更なる充実させ、新規中小企業の増加を図る
・中小零細企業の法人税及び従業員の所得税の減税【12】
・設備投資や運転資金に関する融資等の拡充【9】
・地方の中小企業に対し、法人税の減税など減税措置をとる
・パート従業員の非課税枠の拡充
・技術開発資金の補助
・消費税を中小企業は廃止
・資格取得費用の助成
・地方版ものづくり補助の充実
・中小企業の賃上げ支援強化策
・規制緩和をする
・設備投資、人材開発、能力開発への支援を拡充
・配偶者控除を完全撤廃して、人手不足対策をする
・消費税増税を中小企業のみ１年間猶予し減税する
・行政との交流により民間委託事業を増やす
・独自技術の向上に補助金を継続する
・地方独自の法人税が設定できるようにする
・大企業との差がつく税制優遇措置の拡充を図る
・税制優遇の措置をもっとしっかりとって欲しい
・中小企業同志の連携、合同（経済的・事業的）の推進
・優良企業への税制優遇，補助金拡充で企業の活性化を図る
・外国人ワーカーを雇用する際の窓口の設置（ハローワーク内）
・販路・需要開拓支援。商店街・市街地の活性化。経営支援体制の強化
・社員研修の充実を促進するための補助として税制面で優遇する税制を拡充
・地方毎の経済状況（物価指数等）を考慮した税額控除若しくは税率補正の導入（社会保険料などの制度に倣う）
・地方に本社を置く会社は消費税を５％にする。東京、大阪など大都市は10%以上にする。地方と都市の格差を消費税でうめる。そうなると地方での買い物が増える
・中小企業を対象とした公共事業投資を大々的に増額し、地方からの景気底上げ策を実施する。
・経営力向上計画に基づく税制措置を利用し、生産性の向上の後押し
・中小企業は大企業に比べ、宣伝能力が低い。その地域に根付いた優れたものに対しては、県のホームページ等でもっとＰＲしてほしい
・規制緩和、特に農地法は廃止すべき。休耕地の有効活用が必要。中小企業の農業分野への進出を応援したい。
・（人的支援）①後継者難　ⓐ経営者派遣　ⓑM＆Ａなど抜本的支援　②人手不足　ⓐシルバーの活用　ⓑ女性の活用（物的支援）①製造業　ⓐ機器買い替え増に資金対応　②販売業　ⓐ仕入先確保　人的支援─後継者難─経営者派遣＝経営者セミナーなど一般社員から養成、後継者として送り込む
・日本経済を支えてきたのは物作りを中心とした中小企業です。これらからも新しい物やすばらしい物を造り上げる環境を国が支援する政策を進めるべきである。資本金の小さな企業への税制優遇や開発研究などの資金援助など
・中小企業経営者の後継者への引継ぎを支援する税制措置の拡充
・事業承継に対する税負担の軽減をより一層進めていただきたい。固定資産税の軽減もお願いしたい。
・中山間地対策。首都機能の分散化。地方固定資産税の収益還元法に基づく固定資産評価。＝（収益還元税率）
・事業承継においてはもっと条件を一切省き、無税にすべきである
・東京の一極集中を防ぐ為にも大胆な施策を講じる（地方分権の確立），地方における税制の減税
・税の消費税　一本化にすればよいと思います。今の日本、税が多様化しすぎて経営者と経理担当以外はほとんどの国民が税を理解していない。税の一本化をすることにより　税に関する公務員、並びに各

省庁、税に関する団体等を他の公共職に回せばよい。それにより、優遇されている宗教法人、NPO 法人等の税収も見込めると思うし、何よりも単純明確です。結果消費税が３０～４０％以上になっても国民は納得すると思います。日本国民は、頭のよい民族だから、説明すれば理解します。ただ無理でしょうけど、せめて少しでも少なく、税の種類をなくした方がよいと思います。特に各省庁の個別の税の判断基準、それと消費税、軽減税率制度は大反対です。「木を見て森を見ず」
・設備投資に対する補助金を充実させてほしい。補助金の申請を簡素化してほしい
・若者の起業チャレンジ精神を教育はじめ、社会全体で育成する
・中小製造業所の減少化防止対策、少子高齢化、技術伝承化対策支援、女性若者向け新規創業促進化支援。販路需要開拓支援。資金繰り対策支援等々
・中小企業税制・優遇減免税措置の見直し拡充による税負担の軽減対策支援
・生産性向上支援策、中小企業の活性化策、海外進出に伴う支援策等々法人税優遇、各種税制拡充による支援推進
・海外進出支援、ビジネスマッチング、事業承継等の各種セミナー（M&A セミナー、相続、事業承継セミナー、IOT セミナー、医療・介護セミナー）による支援
・経営力向上設備の即時償却に認定を廃止して従来の法人税の即時償却に戻した方がよい
・新規（継続）事業支援、及び情報マッチング機会拡充の支援
（項目を設定して内容的に作業効率の改善が出来れば可能なもので設定。）
・国、地方自治体制等による保証制度の充実を図って頂ければと思っています
・企業の税金が本社所在地だけに厚く配分されるのではなく、本社・支社・営業所・工場にも均等に配分する
・地方の安心を取り戻すため、「研修医地方勤務制度の長期拡充」を図る
・後継者不足の為、未来に向けた投資ができず事業革新できない企業が多いと思うので継承の際の減税や、M＆Ｓに対する補助金等で支援を厚くし、事業を継続・確信する意欲を高めることが必要
・地方企業の起業、用地取得を支援する為、固定資産税、都市計画税の軽減措置の恒久化を希望する
・地方企業に対する特別な減税策をし、お金が残りやすい環境にする
・地方の中小企業が十分賃上げできるよう単価等を上げて、給与支払いに回すことの出来る制度を確保する
・下請中小企業の振興、財務税制支援、中小企業の事業承継支援の強化をお願いしたい

問８　地方税の以下の税目について、ご意見を簡潔に記載してください。

事業税
・中小、零細企業の事業税を軽減してほしい　・均等割りの創設（低額）　・宗教法人も納税すべき
・複雑である簡便化を　　・中小企業は廃止（時限立法可）　　・累進課税とする方が良いと思う
・人口減少により税の増加は難しいので徐々に下げる　　　　・投資等に届かない・本社所在地への事業税の納付を改善した方が良いと思う　　　　　　　　・税率を下げてほしい。【16】
・利益多い企業（5,000 万以上)、税率を大幅に上げる　・資本金１億円以上の大企業の税率を上げる
・中小企業の税率をもっと下げるべきだと思う。※大企業は増税でも良い
・収入金額として課税標準として過大に利益を出せば多く発生するコメントなし
・赤字法人も行政サービスを受けているので最低限の税は支払うべきだ
・黒字企業以外は払えなくなっている現状で、税金を増やすための財源の措置に力を入れることが重要
・大企業との格差が広がりつつあるので、大企業優先ととられかねない安易な減税はつつしむべきだ

住民税
・上限額を決める　　・高額所得税の強化　・負担が大きい　　　・単純明解にする
・５段階にして中段階より課税を上げる　　・事業所で徴収させるな！　　・負担が大変である
・中小企業は法人税廃止（時限立法可）　　・個人所得の多い人（年 1,000 万以上）は税率を上げる
・赤字自治体住民のふるさと納税の廃止　　　・現行のまま。10 年は改正なしでお願いします
・下げるべきである。軽減。負担が大きい【9】　・設置された場所により変動する。
・法人が代行徴収する方法を止めてほしい　　　・地方公共自治体の特色に応じた制度の創設
・個人、年金から健康保険税をひかれ骨身を削って働いて得た高齢者保険料を毎月支払うのは悲しいのみ、考えてほしい
・中小企業の税率をもっと下げるべきだと思う。※大企業は増税でも良い

・ふるさと納税が本来の目的から外れているので廃止してもよい
・年金で引かれ給与から引かれ、その都度戻りとわかりづらい
・貧困層が拡大するのは良くない事なので所得に応じて分相応の負担をしてもらうよう理解を求める努力が必要だ
・人口減少により税の増加は難しいので徐々に下げる

固定資産税

・収益性をより考慮した評価とすべき
・投資促進のため生産設備、工場店舗等の軽減
・農地を上げる。また、納税猶予期間を半分にする
・空家取り壊し後の固定資産税の増額廃止
・70 才以上世帯については減税があってもよい
・設備投資における税制期限の延長
・建物の償却年数が長すぎる
・積極的な設備投資に対する軽減の拡充
・固定資産税は古い税金、廃止するべし
・利益を生まない土地・建物の税負担が大変
・土地の使用用途によって課税々率を設定すべきである
・事業収入の種類に応じて調整する仕組みが必要ではないか
・有効活用し過疎地でインフラの経費がかからないようにする
・地方は、家土地が余り不良資産化している。見直す時期である
・地籍調査をせずに、アバウトな固定資産評価は今後難しくなる
・人口減少により税の増加は難しいので徐々に下げる
・賦課方式であり、納税者の申告でないため納得性がない
・税率を下げる【11】
・算出基準が判り難い
・評価額の見直し
・減税してもらいたい
・税率を下げること
・中小企業は廃止
・よりわかりやすくする
・公示路線価と実勢価格との格差の解消をすべき。【3】
・規模の小さい中小企業にとって固定資産税の負担感が強い
・不動産評価額が分かりにくく、固定資産税の計算方法もわかりにくい
・建物に対する課税見直しを望む
・課税標準はその資産の価格、評価額により変動
・地価が下落しても固定資産税が上昇していたなど負担感が高い
・建物の有無で税額に差が出るため空き家が増えてしまうのでは？
・活用されていない土地等の課税強化し不動産の流動化を促進すべき
・建物が築造されていない土地に対してもう少し評価が高くても良いと思う。建物については評価の見直し
・固定資産税（特に中心市街地）が高く地代、家賃が高いので、持続的に運営するのは困難なので活性化につながらない
・事業（アパート、マンション、店舗）の賃貸借の所得を増税すべし
・率が高くになると後継者を守り切れなくなり、売買問題発生で大手企業経営になり地方が衰退する
・納税義務者本人が取得した固定資産と代々相続（遺産）により所有している固定資産では格段の差をつけるべき
登記による公信力及び土地所有の明確化。外国人による低地買い明確化
・空き家の増加が社会問題となっているが、その対策として補助金制度なども含め税制の変更による解決策を考えられないだろうか

都市計画税

・線引きの見直しが必要
・大都市と地方都市の差を大きくする
・上限税率の引き下げを望む
・改善の余地があると思う
・税率を下げる。【5】
・不公平感がある
・人口減少により税の増加は難しいので徐々に下げる
・課税の計算や基準がわからない
・課税すべき根拠が解りづらい。廃止すべき。【5】
・固定資産税との差異が不明瞭であり自治体の「都市計画」の実態と整合性の検証が不明確
・職種によっては都市計画税が負担になる。土地を広く使う場合もあり不公平と思う
・平成の大合併で¨都市¨と言えない場所でも課税される。廃止の上、県レベルの計画税とすべき
・事業（アパート、マンション、店舗）の賃貸借の所得を増税すべし
・土地区画整理事業に関する費用の為の税金、企業に関係ありますか？
・実勢価格とかい離が大きすぎる。評価の算定方式がおかしい

償却資産税

・設備投資における税制期限の延長　・減税する【9】　・廃止にすべきである【3】
・設備投資額が大きい企業にとっては負担が多い　・現行のまま。10 年は改正なしでお願いします
・遊休不動産の減税（利益を生まない）　・積極的な設備投資に対する軽減の拡充
・設備投資の促進にとっては抜本的な見直しが必要　・課税漏れ多い
・人口減少により税の増加は難しいので徐々に下げる　・確定申告の時申告不要にしては
・かえって企業活動に負担になる場合のみもあると思う　・設備投資を促進する税制度を望む
・納税者の事務負担軽減の観点から賦課期日を各法人の事業年度末とすべき
・合計すると金額が大なので、免税又は税率の引き下げを願う
・利益が出たときに償却費を増額できるシステムの構築
・設備投資を促すために機器などの経費としての金額を 50 万円位まで上げていただきたい

事業所税

・宇都宮市は高すぎる　・増額する　・中小企業は除外する　・税率を下げる【4】
・事業税とダブル課税ではないのか？　・業種・企業規模及び除外面積の見直し
・固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。【2】
・事業承継のためには、後継者と従業員が安心して働き、定着する職場が大切。安定した給料を支払える会社にしたい。減税を検討してほしい
・創業からある期間。少しずつ増設し、当初３～５年位は相続額をおさえるべき
・収入金額として課税標準として過大に利益を出せば多く発生するコメントなし
・一極集中を避けるために都市部の事業税を上げて地方に分配すべき
・事業税, 住民税を支払っているのだから、事業所税は要らないと思う（削除）

問９　個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税について改正要望があれば、それぞれについて２項目以内でお書きください。

個人所得課税

・世帯単位課税とし、明瞭に財源を確保する　・累進税率の緩和を拡大しては
・高額所得者の課税強化。不労所得の課税強化【7】　・年末調整事務負担を軽減すべき
・各種控除が拡大され複雑化している。簡素に見直すべき【4】　・各個人から直接徴収してほしい
・消費課税増税に対応した個人所得税の恒久的減税をお願いします　・年少扶養への軽減拡充
・18 歳未満の子供の扶養控除について所得控除金額を見直して欲しい　・減税すべき【7】
・子供のいない世帯は、二人で一生懸命働いてそれなりに税金も納め社会に貢献しているつもりなのに、子供のいる世帯の優遇に比べて恩恵はなさすぎ、本当に平等なのかと感じる。もう少し様々な世帯を考慮してほしい
・所得税は減らし、消費税率を上げる。ただし大都市だけ
・超過累進税率方式の見直しと株式等譲渡所得に対する分離課税分の税率引上げ
・給与に応じて高所得者に高負担は仕方がない。更にさらに見直しを検討していただきたい
・高学歴社会に育つ学生の居住する家族へ、高校・大学の学費無償化を今年度からでも実施して上げてほしい
・不公平感を感じる。取れるところから取るというイメージが強い。稼いでいる人たちの意欲をそがないよう全体的に平等にした方が良いと思う
・短期のアルバイトにも所得税がかかるようになりそう。
・とり過ぎだと思う。若年層の結婚しない割合が多いのはこの所得では！？生活が出来ないと不安をかかえる人も多いのではないかと考えている
・不平等とも累進課税を導入すべきだ。自由社会の名のもとに過去にあった累進課税を見直してきた結果、今、貧困格差が生まれている。累進課税を見直し豊かな人間が貧しい人間を支える社会にすべきだ。高収入者は 55％の所得税を‼
・簡易課税は事務量が増えるだけで無意味。低所得者対策として所得税の給付の仕組みを進めるべき。低所得者層の底上げが好循環を生み、出生率向上にもつながる
・所得格差が増大している。累進方式に戻してはどうか？
・高額所得者が累進課税逃れで海外移住する者には、新たな税導入で対処しては？
・税金払っても、日本に居住したい人にすんでもらう

・貧富の差があまりに大きくなると、犯罪が増えたりして住みにくい世の中になってしまう。これは社会の問題なので、いわゆる富裕層には分相応の負担をしてもらえるよう、よく理解してもらうための広報活動が必要だと思う
・所得税が高くなることは働く意欲を減退させることになるため累進課税制度の最高税率の引き下げ等の検討が必要

法人課税
・税率の引き下げ
・収益があれば払う。
・特例税制摘要の簡素化
・中立性、公平性確保、
・小規模事業者への緩和策
・減税、国際競争力のアップ
・役員給与は損金算入できるよう見直すべき。
・軽減。税率の引き下げ。【12】
・退職給与引当金は損金算入を認めるべき。
・外国法人の課税を高くするべき。
・大企業優遇税制を止めれば中小企業にとっても良い
・中小企業の特例対象額の拡大
・賞与引当金は隔月に発生する未払い費用の性格を有することから繰入れについて損金算入を認めるべき
・株や土地など取得額ではなく時価による評価で課税ニ統一。いわゆる内部留保と隠れ資産を減らす
・大企業等の内部留保が膨らみ過ぎである。応分の負担を求めるべきである
・内部留保が多い大企業から、その資金の課税、もしくは景気を上げる施策をして内部留保活用を！
・中小企業の税率をもっと下げるべきだと思う。中小企業は大企業からの激しいコスト削減要求に悩まされ、利益を出すことさえ厳しい。中小企業をもっと優遇すべき。企業にお金が残らなければ設備投資も出来ない
・資本金５千万円以下の小法人の税率を下げる税制を望む
・高額な留保金を確保できるような大企業も個人累進課税と同じように法人税累進課税を行うべきだ。
・法人税標準税率の引き下げ措置の延長について、改正前の法人税の標準税率は 23.2%であるが、中小法人の 800 万円以下の所得については軽減税率の措置法特例 15%が手当てされていたが、この措置が２年延長されるが、中小法人の 800 万円以下の所得を細分化し軽減税率を更に引下げる様にする。（例えば所得 400 万円以下の場合軽減税率 10%にする等)
・設備投資促進や賃上げ促進のため更なる実効税率を引き下げる
・減税→設備投資→雇用創出のサイクル
・行財政改革の徹底により支出を抑え、法人実効税率の引き下げを検討いただきたい
・利益の出ている会社ほど税金で社会に還元してもらいたい。永年にわたり納税額が多い会社は、そのことをもっとＰＲしても良いと思う
・繰越欠損金控除の制度の復活をお願いします（以前の様に全額控除を)。２年単位にしてください

資産課税
・増税はやむを得ず
・金融資産課税の強化
・資産があれば払う
・減税
・申告実務の簡素化
・よく理解できるように、使い道と広報活動
・土地の公的評価と実勢価格差が大きい
・土地は日本人以外に所有権を与えるな！
・事業承継・再編に対しての軽減措置
・事業承継者の贈与税・相続税の引下げ等
・時限立法の特例事業承継税制の恒久化
・事業用資産とその他の資産は切り離して課税すべき【2】
・事業承継の改革は良い事
・持ちたくて持つ資産と持たざるをえず持つ資産があると思う。土地や株式、建物など相続せざるを得ないものの税負担を見直さないと次世代に引きつげない
・企業にとって不可欠な資産には課税しない方が、企業が活性化して税金が上がってくると思う
・外国人と日本国民の課税に差をつけるべき（外国人を高くする。）
・贈与税の利率を軽減。資産の流動性により経済が活性化するのでは
・納得できない。いつの間にか農地⇒宅地になっていたりする
・滞納税額が多すぎる。きちんと徴収できる仕組みを作ってもらわないと、真面目に納めているのが馬鹿らしくなる。増税する前にちゃんと徴収して欲しい
・地方の過疎化や高齢化により地方財政の二極化がこれからも進んでいきます。早く都市部の資産課税の分配の検討を
・相続人がいなかったり、相続税が払えない人の土地や空き家を、国か地方が買い取ったり、譲り受けたりして、管理・活用（転売）できるような公共的な仕組みがあったらよいと思う
・事業承継に関する税制（特例制度含む）をより緩和してほしい
・事業承継の際の相続税は、承継そのものを妨げるものとなりかねない

消費課税

・一律 9%　・10%までにしてほしい　・現在の税率の継続が良い　・20%位が良いと思う
・一律 10%で、2%分福祉、学費へ　・課税方法の見直しを求める　・上げるべき、もっと
・軽減税率導入より給付型にすべき　・１０%は？⇒付加価値税に！　・増税は致し方なし
・たばこはもっと税率を上げてもいいと思う　・10%は増税すべきではない　・１０%が限度です
・消費税を 8%のまま据え置き、10%増税反対　・どんどん消費するように廃止すべき
・消費税は増税しないようにしてもらいたい　・軽減税率不要。すべて 8%で良い
・ガソリン等の二重課税は早急に解消すべき　・免税事業者の見直しを望む
・消費税 8%が最高税率で、これ以上上げないで欲しい　・軽減税率の撤廃。【8】
・軽減税率が分かりにくい。一律 10%で良かった【8】　・複数の税率は混乱を生むのでは？
・消費増税の度に景気が停滞（悪化）する。軽減税率も税の公平性からほど遠い。使途も曖昧になっている現状に鑑み、抜本的な税制と社会保障制度の改革を行うべき
・消費税は地方と格差をつけるべき。消費税は地方税として率は各町で決める。田舎は消費税なし
・消費税は課税目的を明確にして将来的には増加させて、所得税・その他社会保障制度の見直しをはかるべきである
・軽減税率適用はダメ。インボイス方式の導入がよいのでは？
・消費税１０%に伴い簡易課税と分けることが煩雑にならないか、社会が混乱する気がする
・これ以上高くするべきではない。国も地方も経費節減をもっと進めるべきである
・テイクアウト、店内飲食などわかりづらいと思う。誰もがわかりやすい公平な税負担にして欲しい
・老後安心して暮らせる生活を維持するためには、引き上げはやむなしと思います
・一括比例と個別方式の納税後に、大きな差が出る点について是正してほしい
・10 年後ますます人口減になり、国も予算減になり 10%以上の引き上げになるかも。社会保障を確立してもらえれば国民は納得出来ると思う
・税の計算（軽減税率）の手間がかかりすぎ。そのコストを含めると一律 10%にして２%分をあとで、個人毎に還付する方が税の経済活動をゆがめなくて良いと思う
・消費税率１０%への引上げにともない自動車税率の引き下げ、自動車取得税の廃止。自動車重量税の将来的な廃止、間税率の即時廃止、エコカー減税の延長、等自動車にかかる税の軽減をお願いします。
・全体的に平等に課税する一般的なやり方だと思うが、公務員の給与の見直し等課税する前に検討すべき課題は多いと思う
・複数税率は混乱の元。一本化が必要。所得減税が必要ではないか
・年金を含め社会保障制度を１０年後維持する為に消費税を２０%にする必要がある
・北欧並みに上げて良い。その代わり社会保障の充実を図り、老後の心配をなくしてもらいたい
・10%引き上げ反対。もしくは軽減税率をなくし、還付金もしくは補助金として支出すべき
・軽減税率はやめるべき。日本社会が高齢化社会を安心できるために消費税を 10%から 13%に進めていくべき
・消費税の引上げに対し色々な軽減措置がある為複雑すぎる。もっとシンプルにした方が良い。（税引き上げの意味がない）
・軽減税率の手間がかかる割に実行性が乏しい。他の軽減を考える方が良い
・安易に増税ばかりを考えず、もっと節税について真剣に考えてもらいたい
・20%程度に上げ、給与にも 10%程度加算（消費税を）すれば、消費はあまり落ちず、「ややインフレ」になります。また、上げた分は全て「社会保障、年金掛け金不足者救済、医療保障等減退運用」し、赤字国債は発行しない。消費税 25%の国もあり、国民は「安定した生活」をしています
・軽減税率が導入され、また、インボイス制度の導入に伴って請求書書式等の変更は過重な事務負担となる。一定の中小企業者にはインボイスの導入は避けてもらいたい
・消費税を上げるのに反対が多いのは、過去に上げたときに、それによって財政が改善するとか、年金の将来像が良くなるとか、教育費や医療費の負担が減るとかといった目に見えて改善したことが何も無かったからだ。相変わらず国の借金は増え続け生活に困った人が増え続けている。長期ビジョンも無く、目先のごまかしで乗り切ろうとする無能で無責任な政治家や官僚に、このまま任せておいてよいものだろうか。北欧の国々を見ればわかるように、消費税が上がってもそれでだれもが安心して暮らせる世の中になるのが確実ならば反対は少ないはずだ。トップの人々にもっと真剣になれと言いたい
・課税売上高 1,000 万円以下の事業者も納税すべき
・専門サービス業におけるみなし仕入れ税率を下げて欲しい